



即 時 抗 告 申 立 書

令和3年1月20日

札幌高等裁判所 殿

釧路地方検察庁

検察官事務取扱副検事 浅原宏規

被告人 [REDACTED] に対する道路交通法違反被告事件につき、令和3年1月19日、釧路地方裁判所がした移送決定に対し、下記理由により即時抗告を申し立てる。

記

別紙記載のとおり。

本件申立てが
あつたことを令和3年1月20日に
被告人并びに
通知した
裁判所記録

別紙

第1 即時抗告の趣旨

本件移送決定は、その決定により検察官の立証上の利益を著しく害されるものであるのに、その評価を誤って決定されたものであるから、その決定を速やかに取り消すべきである。

第2 理由

1 本件移送決定の趣旨

釧路地方裁判所は、令和3年1月19日、被告人[]に対する道路交通法違反被告事件を大阪地方裁判所に移送する決定（以下「本件移送決定」という。）をした。

本件移送決定は、①釧路地方裁判所で審理する場合、大阪市に在住する被告人及び大阪弁護士会所属の弁護人にとって時間的、経済的にみて相当な不便、不利益がある、②検察官が予定している北海道警察所属の警察官の証人尋問については、ビデオリンク方式による証人尋問を実施することで過大な負担をかけることなく審理を行うことが可能であるなどとして、本件を大阪地方裁判所で審理するのが適当であると結論付けている。

2 前記①について

被告人及び弁護人の公判期日への出頭には1回当たり相応の時間と費用を要することは特段異論はないが、場合によれば、第1回公判期日において証人尋問を実施し、そのまま被告人質問及び論告弁論を実施して結審することも可能であり、複数回の公判期日が必ずしも見込まれるものではないから、被告人及び弁護人の不便、不利益が大きいとまでは言えない。

よって、本件移送決定は、本件を釧路地方裁判所で審理することにより被告人及び弁護人に生じうる不利益を過大に評価しており、不当である。

3 前記②について

ビデオリンク方式による証人尋問を実施するとしても、証人尋問をするとなれば、それに付随する行為として証人との打合せ（証人テスト）が必要であり、大阪地方裁判所に本件を移送した場合、大阪地方検察庁の検察官が北海道に移動して証人テストを行うことが予想され、検察官の立証に著しい不利益が生じる。

本件移送決定は、検察官の立証上の不利益を低く評価しており、不当である。

また、被告人は、捜査段階において、供述調書への署名指印を拒否していることから、被告人の主張内容が測定機器の正確性のみであるとは言い切れない。

そうすると、本件が大阪地方裁判所に移送された後、被告人が犯人性自体を争うなどして全ての検察官請求証拠を不同意とする可能性も十分にあり、こうした場合、警察官の証人尋問に止まらず、被告人が本件犯行時に乗車していたレンタカーを借り受けたレンタカー会社従業員の証人尋問も必要となり、同人の公判出廷に多大な困難が生じる事態が想定されるが、出廷先が遠方であることを理由に同人が証人出廷を拒否し、検察官の立証に多大な支障と不便を来すおそれが十分に考えられる。

そして、検察官請求予定証拠に対する証拠意見が定まっておらず、大阪地方裁判所における審理計画を確定できない以上、被告人が犯人性等を争う事態も想定できるから、被告人の主張内容を踏まえて新たな補充捜査を行う必要が生じる可能性は十分にあり、その場合、検察官の立証に著しい不利益が生じることになる。

4 結論

本件移送決定は、釧路地方裁判所で審理することによる被告人の不利益を過大に評価している点、さらに、検察官の立証上の不利益を過小に評価している点のいずれもで不当である。

本件移送決定は、その決定により、検察官の立証上の利益を著しく害されるものであるのに、その評価を誤って決定されたものであるから、その決定を速やかに取り消すべきである。

以上